

## 令和6年3月29日 臨時理事会議事録

- 1 日 時 令和6年3月29日（金）18時00分から20時00分
- 2 場 所 神奈川県民センター
- 3 出席者 神奈川県剣道連盟会長以下77名、委任状3名、監事1名  
全日本剣道連盟専務理事 中谷行道氏
- 4 議事録署名人 神奈川区 伊東 仁 伊勢原市 伊藤 未治
- 5 会長挨拶（要旨）

臨時理事会に参加いただいたことへの謝辞。臨時会議開催の経緯について説明。

理由は、神奈川県剣道連盟が、全日本剣道連盟から調査を受けているということ。内容は「不適切な会計処理」と「ハラスメント」について。2024年1月に全日本剣道連盟から連絡を受け、関係書類の提出、聞き取りなど、現在も全日本剣道連盟の調査に全面的に協力している。

現在も調査は継続しており、詳細は申し上げられないが、全国的にも注目され、大きな問題と認識している。

これまで申出人や該当者の名誉、そしてなによりも調査そのものへ予断を与えないために、理事への説明を控えてきた。しかし、このような問題が起きたことは、適切な組織運営がなされていなかったからと言わざるを得ない。

神奈川県剣道連盟に求められるのは、過去の問題をしっかりと検証し、責任を明確にすること。そして厳しく対応すること。さらに、確実に再発の防止を進めることだと認識している。しかし、今までと同じ体制、延長上の組織では本当の改革はできないと考え、警察関係者とは全く異なる知識と経験を有する、野見山副会長に改革をお任せすることとしたい。

また、本日は、全日本剣道連盟から中谷専務理事にご出席していただいている。状況等をご説明いただけるので、よろしく申し上げます。

- 6 中谷専務理事（要旨）

県連の一部の方が事案を起こしている。現在知る限り20数件で、神奈川県剣道連盟の独自性が疑われている。全日本剣道連盟でも今回の事案は、深刻に受け止めている。専務理事自らが対応すべき事案と考え、綱紀委員会の手前の予備調査委員会で聞

き取りなどを行った。全日本剣道連盟の綱紀委員会は、元裁判所判事、検事などで構成され、この委員会にかけると計り知れない影響がある。網代全日本剣道連盟会長も心配をしている。調査状況は、これが最終的ではない。個人の人権や名誉で公表はできない。内容は「パワハラの問題」と「不透明な経理」についてである。

例えば、ハラスメントについて、被害者が訴訟を起こし、相手が正当だと主張すると、証拠等を示すには時間がかかる。しかし、経理の面では、数字が残っているので、客観的に確認ができる。

例えば、県連の会長、役員が報酬を受けたとする。報酬を与えたのは神奈川県剣道連盟で、幹部の判断で行ったということになる。しかし、県の規約第18条に「会長と役員は無給」と書いてある。ルール違反である。会員に対する問題であると認識している。歴代の会長や理事長も同じなのかもしれない。

さらに、監事が報酬を得ている。本来、監査の役割を担当すべき立場にあるにもかかわらず、自分を加えて一部、定期的に旅費、日当、慰労金と称していくばくかの金銭をいただいている。監査の時期には、自らが経営する会社の人間が監査をしている。不明な旅費や交通費の支払いがある。時間外の報酬や、源泉徴収にも問題が認められる。現在、総勘定元帳を確認しているが、仮に報酬を旅費にして非課税にすることは、所得税法違反になる。

所得税法240条では、懲戒、罰金などは団体の長の責任で、仮に修正申告をしたとしても重大なルール違反があったと言わざるを得ない。

このほかにも監事の役にあったものが、退職金を2回受け取っている。他の方の退職金と比べても雲泥の差で数百万円に上る。これらの重大な判断を前会長の一存で行っている。

監事がすべき相談は利益相反行為。監事の経営するものが監査業務を行うこと自体本来は考えにくい。当然、担当の税理士が行うべきではない。それを指導した行為は脱税の指導にあたる。事務所は解散を余儀なくされる。

規約違反については、前会長だけではなく、幹部も該当する。就業規則がない組織なので、勤務員も10名以上ではないが、雇用条件がなければ、詐欺になる可能性すらある。

税の問題も同じ、県連では旅費、日当、交通費、謝金としている。支払いが3万円、1万3千円。本来されるべき区別がなされていない。日当は非課税だからとすると、

報酬を受けたという可能性があり、個人的には脱税になる。

神奈川県剣道連盟では、今年はじめて源泉聴取票を送付した。新規に契約をした税理士事務所からは支払い調書を送った。なぜ、このような状態になったのかを強く認識して、改革できるかが課題である。

前会長もなんらかの対処が必要となる。同じ組織の出身者では難しいのではないか。そんなことで野見山氏に改革を一任する。一任する内容は、運営、基本方針、委員会等の進め方を任すということ。

#### 7 野見山副会長説明（要旨）

風和税理士法人が誠実に会計処理を行っていたが、解約せざるを得なくなった。理由は理不尽な要求や適切でない処理を剣連から提案されたことによるとのことだった。このようなことがあると経理事務が適切に進まない。新しい事務所からより厳しい内容だがアドバイスを受けており、納税等についてすすめることができる。法人化関連、監事、諸問題の解決にむけた人事についても検討している。法人を目指すにあたって検討委員会メンバーに見識のある方の参加を得て進めたい。これらについて一任された。日々の業務運営はそのまま幸野、小山両先生に当然お任せする。

以上の内容について確認し、基本方針、野見山副会長に一任することで、一同賛同を得る。

#### 8 質疑応答（要旨） 主に野見山副会長回答

問 法人化の手続き、届け出はどのような状況か

答 定款等を含めて進めている。

問 なぜ今この時期に

答 調査そのものへの影響を考慮して臨時理事会を開催するのがこの時期になった。

問 過去の清算はどうするのか

答 今後3か月以内に特別委員会で形を示したい。ただし、終了時間については、訴訟になると時間はかかる。

問 脱税のそしりをどうするのか

答 1カ月をめぐり対策を進めていきたい。税の報酬の支払い等は4月に原案を示したい。

問 定款はどのようになっているのか。

答 細則や理事数の見直しを行っている。

神奈川県剣道連盟の進捗をみて、全日本剣道連盟も今後どうするかを考えていく。(中谷専務理事説明後退席)

## 9 その他意見要望

- 法人化は早期にすすめるべきである。今年理事が法人化を先延ばしした。「やるやる詐欺」ではないか。これらを払拭しなければならない。
- 会員に説明をする必要がある。理事として情報を共有したいので、閉鎖的ではなく提供してほしい。
- 情報を公開すべきで、すべてを明らかにして、開示すべきである。
- 法人化は賛成、早期に費用や方針などを説明してほしい。
- このような重要な会議は支部長会議を開催して意見を聞くべきではないか。
- 法人は将来的に公益法人を目指すべきではないか。一部の怠慢やレベルアップを改善すべきである。
- 支部長会議を定款に入れるべきで、理事数が多いのではないか。代議員や社員総会にあたるものを築くべき。
- 人事案に厚木支部の吉野氏がないがなぜか。税理士事務所が解約になったからと県連から連絡をうけた。(吉野氏回答)
- 人事は新しい方を選任すべきではないか。事務局長も同じである。会計など負担はないか。
- 36協定は？監事が1名であるが、決めた経緯を説明してほしい。
- 人事のバランスはどうか。警察に偏りがあるのではないか。
- 人事案を示して拍手を強要しているのでは、これまでのやりかたと同じではないか。そんなことだから人事案はこれでいいのかと思ってしまう。

## 10 協議結果

### (1) 法人化について

定款等をあきらかにして、早期に取り組んでいくことで承認される。

(2) 人事案件について

バランス等を考慮して行うこととし、次回の幹部会議で再度承認を得るまで、再検討とし、事務局長等は代理とする。

以上